

42. 110. 01

地域団体商標を包含する通常商標の出願に関する**商標法第4条第1項第10号等の適用について****[取扱い]**

地域団体商標は「地域の名称＋商品の普通名称等」の文字によって構成されるところ、構成中に当該文字（以下「地域団体商標に相当する文字」という。）を有する通常商標の出願については、地域団体商標に相当する文字が他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして、少なくとも一地方で需要者の間に広く認識されているときは、当該文字に係る商標を引用して、商標法第4条第1項第10号を適用することとする。

なお、同号の適用は、通常商標の指定商品又は指定役務と引用する商標に係る商品又は役務が類似する場合に限られるが、商品又は役務が非類似の関係にある場合には、第4条第1項第15号の適用を考慮するものとする。

(説明)**1. 検討の必要性**

別紙の（例1）のA及びBのような商標が出願された場合、仮に、Bの地域団体商標に係る文字部分が商標法第3条第2項に相当する周知性がなく、識別力がないものとして、Aの商標を登録するならば、地域団体商標の出願人の構成員でない者や、構成員であっても団体の定めに従っていない者にも、Aに係る商標権者としてBの地域団体商標に係る文字を有するAの商標の使用権が認められることとなり、地域団体商標制度の趣旨が没却するとの懸念がある。

2. 商標法第4条第1項第10号の適用について

地域団体商標制度は、「地域の名称及び商品の普通名称等」からなる商標について、商標法第3条第2項の要件を満たしていなくとも、「使用をされた結果、自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」（商標法第7条の2第1項）ときは、商標登録を認める制度である。商標法第7条の2第1項の商標審査基準によれば、その周知性は「全国的な需要者の間に認識されるに至っていないなくとも、一定範囲の需要者、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることを必要とする」としている。

一方、別紙の（例1）のような場合において、未登録のB商標を引用してAを拒絶する理由としては、「他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標」を引用商標とする商標法第

4条第1項第10号が考えられる。同号の審査基準では、その周知性の要件を『需要者の間に広く認識されている商標』には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含み、全国的に認識されている商標のみならず、ある一地方で広く認識されている商標をも含む」とし、商標法第7条の2第1項の周知性の要件とほぼ同様の周知性をもって同号の適用を認めている。

商標法第7条の2第1項、同法第4条第1項第10号を適用できる周知性を有していても、商標法第3条第2項の周知性は同項の審査基準では「その商品又は役務の需要者の間で全国的に認識されているものをいう」と解されているから、必ずしも、その周知性をもって商標法第3条第2項の要件を満たしているとはいえず、商標登録を受けることはできない。しかしながら、少なくとも地域団体商標が周知性を獲得した一地方においては、当該商標は識別機能を発揮するから、他人が当該商標を含む商標を使用するならば商品・役務の出所の混同を生ずるおそれがある。

したがって、このような場合には未登録の周知商標と出所の混同を生ずるおそれのある商標の登録を防止することを目的とする商標法第4条第1項第10号を適用すべきである。

また、商標法第7条の2第1項と同法第4条第1項第10号の周知性の要件がほぼ同一と考えられることを踏まえると、この取扱いによって、地域団体商標制度の趣旨が没却するとの懸念も解消されることが期待できる。

なお、本取扱いは、上記のとおりであるから、従来からの商標法第4条第1項第10号の解釈を変更するものでもない。

3. その他の具体的な適用範囲

(1) 非類似の商品又は役務を指定する出願への商標法第4条第1項第15号の適用について

別紙の(例1)のように、AとBの商標には、共通の商品の普通名称等が含まれており、商標法第4条第1項第16号の適用等によって、その指定商品又は指定役務が商品又は役務の普通名称等に相当するものに限定されることが考えられることを踏まえると、多くの場合、指定商品又は指定役務は、同一又は類似の関係にある商品又は役務になるものと思われる。

しかし、別紙の(例2)のとおり、非類似の商品又は役務の関係の場合もあり得るところ、その場合は、商品又は役務の関係を踏まえ、商標法第4条第1項第15号の適用も考慮するものとする。

(2) 出願前の地域団体商標について

上記1. においては、出願中の地域団体商標を事例としていたが、商標法第4条第1項第10号の趣旨が未登録周知商標の保護であることからすれば、出願されているか否かを問わず商標法第4条第1項第10号の適用をするものとする。

また、出願されていない場合に、この取扱いによって、周知商標に係る事業者が商標法第7条の2第1項に規定する組合等であるか否かなどについてまで調査を要するものではない。商標法第4条第1項第10号は、周知商標の所有者が、商標法第7条の2第1項の地域団体商標の主体要件を満たすことまで適用の要件とはされていないからである。

なお、上記の点については、商標法第4条第1項第15号の適用においても、同様と考えられる。

(例1)

A: 通常の商標登録出願

指定商品: ししゃも



B: 地域団体商標

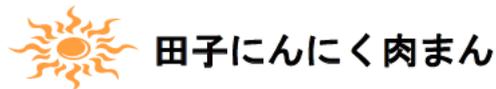
指定商品: 北海道産のししゃも

「 鶴川ししゃも 」 (標準文字)

(例2)

C: 通常の商標登録出願

指定商品: 青森県田子町産のにんにくを用いた肉まんじゅう



D: 通常の商標登録出願

指定役務: 青森県田子町産のにんにくを用いた料理の提供



E: 地域団体商標

指定商品: 青森県田子町産のにんにく

「 たっこのんにく 」 (標準文字)